

## 人・農地プラン作成の具体的な進め方

### (1) アンケートの実施

市町村や農業委員会は、対象地区の農業者に対して、その年齢、後継者の有無等を把握するためのアンケート調査等を行います。

### (2) 地域の状況の地図化

市町村は、(1)のアンケート調査等で把握した地域における農業者の年齢別構成及び農業後継者の確保状況その他の必要な情報を地図に落とし込み、話し合いの際に活用します。なお、農業委員会は、地図化に当たり、農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供を行います。

### (3) 地域の徹底した話し合い

市町村は、地域の農業者等が集まる様々な会合を活用し、地域の話し合いの場を設けます。地域の話し合いに参加した農業者等は、(2)の地図を活用して農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を把握し、**中心経営体**への農地の集約化に関する**将来方針**等について話し合います。なお、農業委員会は、農業委員の地域の話し合いの場への出席や当該話し合いの場での農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供その他地域の話し合いの円滑な実施のために必要な協力を行います。

### (4) 話し合いの結果のとりまとめ及び公表

市町村は、市町村において効率的かつ安定的に農業経営を営む者その他の者によって構成する会議（以下「検討会」といいます。）を設け、その意見を聴いた上で、話し合いの結果を取りまとめ、人・農地プランとして公表します。

## 「中心経営体」とは

- 1 認定農業者（農業経営基盤強化促進法「基盤法」第12条第1項に定める農業経営改善計画の認定を受けた者）
- 2 認定新規就農者（基盤法第14条の4第1項に定める青年等就農計画の認定を受けた者）
- 3 集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第2条第4項第1号ハに定める組織）
- 4 市町村の基本構想（基盤法第6条第1項に定める基本構想をいいます。）に示す目標所得水準を

達成している農業者

## 「将来方針」とこれを実現するための「取組方針」の例

### ・「将来方針」の例

A 集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者 a、b が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

### ・「取組方針」の例

ア 対象地区における貸付け意向のある農地の地番及びその面積の記載

イ 農地中間管理機構の活用方針

「〇〇地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。」

「中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への再配分を進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。」

ウ 基盤整備への取組方針

「農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、〇〇地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。」

エ 作物生産に関する取組方針

「〇〇地区を中心に収益性の高い〇〇や〇〇などの園芸作物の生産や、特産加工に向けた〇〇の生産に取り組む。」

オ 鳥獣被害防止対策への取組方針

「地域による鳥獣被害対策の集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。」

カ 災害対策への取組方針

「水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、〇〇や〇〇などに取り組む。」

(1) アンケートの実施

市町村や農業委員会は、対象地区の農業者に対して、その年齢、後継者の有無等を把握するためのアンケート調査等を行います。

## (2) 地域の状況の地図化

市町村は、(1)のアンケート調査等で把握した地域における農業者の年齢別構成及び農業後継者の確保状況その他の必要な情報を地図に落とし込み、話し合いの際に活用します。なお、農業委員会は、地図化に当たり、農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供を行います。

## (3) 地域の徹底した話し合い

市町村は、地域の農業者等が集まる様々な会合を活用し、地域の話し合いの場を設けます。地域の話し合いに参加した農業者等は、(2)の地図を活用して農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を把握し、**中心経営体**への農地の集約化に関する**将来方針**等について話し合います。なお、農業委員会は、農業委員の地域の話し合いの場への出席や当該話し合いの場での農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供その他地域の話し合いの円滑な実施のために必要な協力を行います。

## (4) 話し合いの結果のとりまとめ及び公表

市町村は、市町村において効率的かつ安定的に農業経営を営む者その他の者によって構成する会議（以下「検討会」といいます。）を設け、その意見を聴いた上で、話し合いの結果を取りまとめ、人・農地プランとして公表します。

## 「中心経営体」とは

- 1 認定農業者（農業経営基盤強化促進法「基盤法」第12条第1項に定める農業経営改善計画の認定を受けた者）
- 2 認定新規就農者（基盤法第14条の4第1項に定める青年等就農計画の認定を受けた者）
- 3 集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第2条第4項第1号ハに定める組織）
- 4 市町村の基本構想（基盤法第6条第1項に定める基本構想をいいます。）に示す目標所得水準を達成している農業者

## 「将来方針」とこれを実現するための「取組方針」の例

### ・「将来方針」の例

A 集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者 a、b が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

### ・「取組方針」の例

ア 対象地区における貸付け意向のある農地の地番及びその面積の記載

イ 農地中間管理機構の活用方針

「〇〇地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。」

「中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への再配分を進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。」

ウ 基盤整備への取組方針

「農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、〇〇地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。」

エ 作物生産に関する取組方針

「〇〇地区を中心に収益性の高い〇〇や〇〇などの園芸作物の生産や、特産加工に向けた〇〇の生産に取り組む。」

オ 鳥獣被害防止対策への取組方針

「地域による鳥獣被害対策の集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。」

カ 災害対策への取組方針

「水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、〇〇や〇〇などに取り組む。」